

平成22年1月26日

文部科学大臣 殿

経済産業大臣 殿

原子力委員会委員長

独立行政法人日本原子力研究開発機構の中期目標の変更について（答申）

平成22年1月18日付け21文科開第280号及び平成22・01・12資第8号をもって独立行政法人日本原子力研究開発機構法第25条に基づき意見を求められた独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の中期目標の変更については、これを妥当と認める。なお、貴省におかれては、機構における放射性廃棄物の埋設処分に関する業務運営が、下記の点に留意して行われるよう、配慮されたい。

記

1. 埋設施設の立地に関する基準及び手順の策定並びにこれに基づく立地活動については、国民への十分な説明を通じて透明性を確保するなどして国民の理解と信頼を得つつ、これらを実施することが不可欠である。
2. 我が国の研究施設等廃棄物の処分事業において、機構が、その中心的役割を担うことを認識した上で、必要な処理・処分等に係る研究開発を実施し、関係者と密接に連携して処分対象となる放射性廃棄物の量や性状を十分に調査・分析するとともに、技術協力及び情報提供を行い、集荷から輸送、処理及び処分に至る一連の過程を体系的かつ合理的なものにすることが重要である。特に、機構以外の発生者等の費用負担が原子力の研究、開発及び利用の健全な発展を著しく妨げることをしないようにすることが重要である。

以 上